

○石巻市男女共同参画推進本部設置要綱

平成 18 年 3 月 22 日訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 石巻市男女共同参画推進条例（平成 17 年石巻市条例第 24 号）に基づき、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るため、石巻市男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 石巻市における男女共同参画の推進及び総合調整に関すること。
- (2) 石巻市男女共同参画基本計画の進行管理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、本市の男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、総務部長、復興企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、会計管理者、教育委員会教育長、同委員会事務局長及び危機管理監をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を代表し、会務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部員が出席できないときは、当該本部員の指名する者が代理して出席することができる。
- 3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に掲げる事項を調査検討するため、本部に石巻市男女共同参画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、復興企画部長をもって充て、副幹事長は、復興企画部次長をもって充てる。

- 4 幹事は、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長及び牡鹿総合支所長が自らの属する部又は総合支所の職員のうちから指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の幹事の数は、幹事の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。
- 6 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(検討委員会)

第7条 幹事会が行う調査検討事項について、幹事会の指示に基づき専門的に調査研究するため、石巻市男女共同参画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

- 2 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、復興企画部次長をもって充て、副委員長は、復興企画部地域振興課長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないように努めるものとする。
- 5 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 委員長は、調査研究した結果を幹事会に報告する。

(庶務)

第8条 本部、幹事会及び検討委員会の庶務は、復興企画部地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。